

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2019 年度から実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：内田 冴美）宛にお願いします。

2019 年 5 月 14 日

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 渡邊 健

2019-2021年度課題別研修  
「中南米地域 生活改善アプローチ  
持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」  
の業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた農村開発分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、生活改善アプローチを通じた持続的農村開発に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去連続して農村開発分野における JICA 筑波所管の研修事業を受注し、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されています。

その中でも、中南米における生活改善関連課題別研修において、2013 年度～2015 年度及び 2016 年度～2018 年度（年 2 回実施）、フォローアップセミナー等を受注しています。また、スペイン語能力、当該分野での知見と経験、さらに、主要な研修視察先として想定する元生活改良普及員等とのネットワークや連携実績を有しています。

これらの実績から、本業務において、中南米地域の実状に合わせた研修プログラムの提案、適切なコースリーダーや講師（内部講師を含む）・視察先の選定、研修員に対する的確な助言や指導を行うことができると考えられます。

特定者は以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2019-2021 年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」研修業務委託契約
- (2) 業務の目的：課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」の実施
- (3) 業務実施期間：2019 年度から 2021 年度まで、毎年度各 1 回  
（最大計 3 回）予定  
2019 年度コースは次のとおり実施する。なお、2020 年度以降のコースについては、後日決定する。
- (4) 2019 年度 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 2019 年度 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (6) 2019 年度 履行期間：2019 年 9 月 13 日から 2020 年 3 月 27 日まで

## 2 応募要件

- (1) 基本的要件：
  - ① 公示日において、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有し、業種区分「役務

の提供等」、「B」、「C」または「D」の認定等級（格付）に格付けされている者。（以下「全省庁統一資格者」という。）

なお、全省庁統一資格保有者でない者で本業務の実施を希望する者は、当機構における競争参加資格簡易審査を受けることができます。詳細は下記「3. 競争参加資格の確認等」をご確認ください。

② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、様式1「参加意思確認書」を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不

当に利用するなどしている。

カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4 サイズ、1～2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者(スペイン語で研修員へ指導ができる者)を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

③ 本研修委託業務契約は、2019 年度～2021 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。しかしながら契約書については、3 回に分割して締結し、毎年 9 月頃から翌年 3 月頃までを契約履行期間とする。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとするが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議する。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

\* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手ください。

(1) 上記 2. (1) ①に該当する全省庁統一資格者である者

① 参加意思確認書（様式 1）

競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

② 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

③ 誓約書（様式 2）

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

① 参加意思確認書（様式 1）

競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

- ③ 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書（写）
- ④ 誓約書（様式2）
- (3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者
  - ① 参加意思確認書（様式1）
  - ② 簡易審査申請書（下記参考 URL から入手）  
法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。
  - ③ 登記事項証明書（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）  
法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」。
  - ④ 財務諸表（写）（決算が確定した直近1ヵ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること）  
貸借対照表、損益計算書を含む、法人名および決算期間が記載されているもの。設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要。
  - ⑤ 納税証明書（その3の3）（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）
  - ⑥ 誓約書（様式2）

なお、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で利用することはない。また、一旦提出された申請書等は返却しない。

（参考）競争参加資格確認申請書、簡易審査申請書

- ・ 国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)
- ・ 競争参加資格確認申請書フォーマット

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

- ・ 簡易審査申請書フォーマット

<https://www.jica.go.jp/announce/screening/>

#### 4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年5月28日（火）午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 （独）国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当：内田 冴美
	提出書類	上記3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年5月31日（金）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2019年6月7日（金）午後4時まで
	請求場所	上記（1）提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2019年6月14日（金）
	回答方法	郵送

## 5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記4(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課  
電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776  
内田 冴美 (Uchida.Saemi@jica.go.jp)

以上

20XX年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター契約担当役  
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印

2019年度～2021年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ  
持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」に係る参加意思確  
認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますの  
で参加意思確認書を提出します。

## 記

## 1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

## 2 応募要件に関する記述

## (1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。サイズ：  
A4 縦、記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等 \* 提出書類について」を参照し必要書類を添付してください。

## (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

## (3) その他組織概要等のわかる資料を添付してください。

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター  
契約担当役 殿

2019-2021 年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名  
役職印

### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個



個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

2019年度～2021年度課題別研修  
「中南米地域 生活改善アプローチ  
持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」コース  
研修委託業務概要

## 1. 研修コース概要

(1) 業務名（研修コース名）：2019年度～2021年度課題別研修「中南米地域 生活改善アプローチ 持続的農村開発のための普及手法の適用と普及員育成」

(2) 案件目標及び単元目標

### 【案件実施の背景】

JICAは、戦後から日本で実施されてきた生活改善普及事業について、2002年から3年間にわたりそのコンセプトや手法、効果について総合的に検証した。その結果、住民自らが生活上抱える課題を明らかにし、有効資源を活用し、主体的に解決策を考え実行する「生活改善」の考え方や手法は開発途上国にも適用可能と結論づけられ、それらを「生活改善アプローチ」として整理した。

中南米地域の国々は、相対的に所得水準が高い国が多いものの、国内の貧富の格差は大きい状態が続いており、先住民地域などの貧困農村地域において活力ある農村の振興を図る上で、基礎的かつ重要な開発事業として生活改善普及事業の展開が望まれている。こうしたニーズを受け、JICA 筑波では、生活改善アプローチの開発途上国での推進及び応用を目的に、2005年度から中米カリブ地域及び南米地域を対象とした研修を実施してきた。

その過程で、中米カリブ地域では、帰国研修員ネットワーク「中米カリブおよびメキシコ参加型農村開発ネットワーク(REDCAM-drp 通称レドカム<sup>1</sup>)」が形成され、積極的な生活改善活動が展開されており、ネットワークは一部法人化もされ、帰国研修員による自立的な活動が継続されている。帰国研修員の活動から、一部政策面・制度面への導入が果たされた国もあり、さらなる生活改善活動成果の可視化や政策面・制度面への適用を目指し、広域生活改善アドバイザーも中米カリブ地域に派遣された。

一方で、生活改善普及事業の広域展開の阻害要因として、「普及員が手法を十分に習得できていないこと」及び、「所属組織の上層部の理解が不十分であること」が明らかになってきた。

このような背景から、本研修は、生活改善普及事業の政策・制度や生活改善事例について学び、「普及員の育成」と「所属組織内での生活改善アプローチの活用」の促進を目指し2019年度から新たに実施するものである。

### 【案件目標】

所属組織の農村開発計画等において、普及員育成を含む生活改善活用案が承認され、計画が実施・改善される。

---

<sup>1</sup> 帰国研修員が形成した「中米カリブおよびメキシコ参加型農村開発ネットワーク」を意味する西語標記の頭文字をとって、通称 REDCAM（レドカム）と呼ぶ。

## 【単元目標】

- 目標 1：生活改善アプローチの基本的な考え方を理解し、所属組織や対象地域等の課題が抽出される。(インセプションレポート作成)
- 目標 2：日本の生活改善普及事業の政策や制度、実施体制について理解する。
- 目標 3：生活改善アプローチの普及手法を習得し、普及員育成制度の構築を検討する。
- 目標 4：生活改善による成果を可視化し、理念、理論、手法、効果を論理的に説明する手法を習得する。
- 目標 5：日本や中南米地域帰国研修員による生活改善実践事例、持続的活動の要因について理解を深め、自国の所属機関における生活改善事業のプロファイルを検討する。
- 目標 6：本邦研修の成果として生活改善活用案（ドラフト）を作成する。
- 目標 7：帰国研修員の生活改善活動を視察し、帰国研修員や対象住民との意見交換を通じて、生活改善活用案を見直し、最終版を作成する。(在外補完研修)
- 目標 8：帰国後の取り組み結果を報告書で提出し、有識者等と協議のうえ改善する。

## (3) 構成プログラム

### ① 事前プログラム

ア) 研修員選定後に、JICA 技術協力コンテンツ「日本の生活改善の経験」のテキストの一部及びビデオを用いた事前学習を実施し、学習事項のまとめのレポートを提出する。

イ) 担当業務に関する農村開発事業について、所属機関や対象地域等の課題を抽出、分析し、インセプションレポートとして取り纏める。

### ② 本邦プログラム

講義、討議、演習、視察等を通じ、生活改善アプローチの基本的考え方を理解する。また、各研修員が自身の立場・役割を振り返った上で、生活改善アプローチを推進していくために活用可能なアイデアを引き出し、それを基に各国に適合させた生活改善推進案（アクションプラン）を作成する。

講義、討議、演習、視察等の詳細内容は、以下のとおり

- ア) 事前プログラムにおいて作成したインセプションレポートの発表・共有・討議
- イ) 日本における生活改善普及事業の政策や制度、実施体制
- ウ) 生活改善アプローチの基本的な考え方や普及手法
- エ) 普及センターによる支援の実際と普及員育成制度と能力開発
- オ) 成果の可視化と分析(SIMEVI<sup>2</sup>の活用等)
- カ) 日本における生活改善実践事例の紹介とそれに基づく討議（元生活改良普及員、生活改善グループ等）
- キ) 中南米における生活改善実践事例の紹介とそれに基づく討議（REDGAM 等帰国研修員による生活改善実践事例）
- ク) 本邦プログラムでの学びの自国での活用方法の検討

---

<sup>2</sup> SIMEVI (Sistema de Informacion de Mejoramiento de Vida)：成果の体系化を目的とした生活改善の取り組みの成果を可視化できるシステム

生活改善普及員が活動を入力し、事例のデータベースを構築することにより各地の事例の共有がされ、さらにモニタリングのツールとなることが期待されている。

### ③在外補完プログラム

帰国研修員による生活改善実内容を視察し、帰国研修員を含む事業関係者との討議を通じ、日本での生活改善アプローチに関する理解をさらに深め、自国への活用方法を検討する。

### ④ 事後プログラム

帰国後、研修員所属機関・関係機関に対し、研修成果を共有し、共有結果や現地での活動進捗をファイナルレポートとして取りまとめる。WEB 会議等を通じて有識者等に共有し、協議のうえ改善する。

## (4) 業務（研修）実施方法

全てのプログラムはスペイン語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。

### ① 本邦プログラム

#### ア) 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

#### イ) 演習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

#### ウ) 討議：

本邦での学びについての理解を深め、また研修員の経験を共有して教訓を得るため、研修員間の活発な議論を導くよう努める。

#### エ) 見学・研修旅行：

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・手法を習得し、さらに応用力も身につけられるように努め、より活用可能度の高い学びが得られるよう工夫する。

#### オ) レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の対象地域の状況や問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導し、具体的な取り組みが推進されるように努める。

### ② 研修付帯プログラム（JICA が実施するプログラム）

#### ア) 集合ブリーフィング（0.5 日）

来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

#### イ) プログラムオリエンテーション（0.5 日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

#### ウ) 評価会

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

#### エ) 閉講式

(5) 業務対象となる研修員

- ① 定員：16名（応募状況・選考過程により増減あり）
- ② 研修対象国：コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ドミニカ共和国、ボリビア、ペルー（11か国）
- ③ 対象組織：農村開発分野を所掌する中央政府、地方政府、NGO等
- ④ 対象研修員の資格要件
  - 1) 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること。
  - 2) 農村開発分野において、コミュニティへの普及事業計画・事業実践等を担当する者（普及員を指導する立場の者が望ましい）。
  - 3) 上記実務経験を3年以上有する者
  - 4) 大卒、短大卒の学歴を有する者
  - 5) 年齢が55歳未満の者(30歳以上45歳以下の者が望ましい)
  - 6) 心身ともに健康であり、女性は妊娠していない者

(6) 研修受入期間：

本邦研修：2019年10月21日～2019年11月23日

在外補完研修：2019年11月24日～2019年12月3日（グアテマラ）

(7) 業務実施場所：JICA 筑波

(8) 契約金額 機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

## 2. 業務の範囲及び内容

上記1.(2)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

(1) 事前プログラム

- 1) 研修実施全般に関する事項
  - ① 研修実施内容・送付資料等への提言
  - ② インセプションレポート内容の分析
  - ③ 同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼

(2) 本邦プログラム

- 1) 研修実施全般に関する事項
  - ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
  - ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
  - ③ コース評価要領の作成
  - ④ 研修員選考会への出席（可能及び必要な場合）
  - ⑤ JICA 筑波、その他関係機関との連絡・調整
  - ⑥ 研修監理員との調整・確認
  - ⑦ コースオリエンテーションの実施
  - ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
  - ⑨ 研修員のレベル（知識・経験・技術）の把握

- ⑩ 単元目標・案件目標の達成度確認
- ⑪ レポート作成・発表指導・各種発表会の実施（研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む）
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑬ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑭ 評価会・閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 講義、演習、見学等の評価・分析
- ⑯ 研修コースで使用したテキスト・レポートの JICA 筑波への提出
- ⑰ 問題発生時の対応および JICA その他の関係機関への連絡・調整
- ⑱ 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力、その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力

## 2) 講義（討議・実習）の実施に関する事項

- ① 具体的な講義・討議・演習計画の策定、およびその実施
- ② 講師・実習先の選定・確保
- ③ 講師への講義依頼文書等の発出
- ④ 講義室及び使用資機材の確認・手配
- ⑤ 講義テキスト、資機材、参考資料の選定・準備（印刷を含む）・手配・確認
- ⑥ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑦ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認（著作物利用許諾書の取り付け及び研修員向け著作物利用条件同意書の作成）
- ⑧ 講義等実施時の講師への対応
- ⑨ 講師謝金の支払い
- ⑩ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑪ 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付

## 3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 具体的な視察・見学計画の策定
- ② 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 見学先への引率及び視察受け入れ先への対応
- ④ 見学謝金、旅費及び交通費等の支払い
- ⑤ 見学先への礼状の作成と送付

## (3) 在外補完プログラム

在外補完プログラムの計画・立案・実施の主体責任は JICA にあり、委託先は、以下のとおり、本プログラムに係る助言や支援業務、及びプログラムのファシリテーション、技術的助言等を実施する。

- ① 現地プログラム実施に係る、カリキュラム・日程の調整支援、関係者との調整および必要な準備作業への協力
- ② プログラム協力者としての有識者や専門家等の選定に係る助言、および選定者の派遣
- ③ プログラム協力者としての国外講師（帰国研修員代表）の選定に係る助言（②および③については、現地帰国研修員の活動強化にも貢献できる人選とする）
- ④ 現地プログラムへの同行による研修実施運営支援、研修員の学びの促進

- ⑤ 研修員および現地帰国研修員に必要な技術的助言、補足
- ⑥ 生活改善活用案(最終版)の作成指導とデータの取り付け
- ⑦ 単元目標・案件目標の達成度確認・評価
- ⑧ JICA その他の関係機関への連絡・調整

(4) 事前準備期間、事後整理期間

1) 事前準備期間

- ① インセプションレポートフォーマット等についての JICA 筑波との調整・確認
- ② 研修評価項目・評価基準等についての JICA 筑波との調整・確認

2) 事後整理期間

- ① JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
- ② 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
- ③ 反省会資料の作成、及び反省会への出席
- ④ 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成
- ⑤ 講義テキスト及び研修員が提出する各種レポートの提出

(5) 事後プログラム

- ① ファイナルレポート様式作成
- ② ファイナルレポート作成のための帰国研修員との連絡調整・助言指導等
- ③ ファイナルレポート取付けのための帰国研修員への連絡
- ④ ファイナルレポート内容の分析、及び同レポート精度向上のための帰国研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- ⑤ ファイナルレポート内容のまとめ（一覧表の作成）
- ⑥ ファイナルレポート活動内容や相談事項への助言をする講師の選定・確保
- ⑦ 同講師への依頼文書の発出・連絡調整
- ⑧ WEB 会議等プログラム策定及び司会進行
- ⑨ 帰国後の活動に係る助言やコメントの帰国研修員へのフィードバック
- ⑩ 講師謝金・旅費・交通費の支払い
- ⑪ 講師（あるいは所属先）への礼状の作成・送付
- ⑫ 事後プログラム実施結果の評価・分析と改善策の検討
- ⑬ 業務完了報告書、経費精算報告書の作成
- ⑭ 帰国研修員活動状況・各国セクター状況の概要把握および報告

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、2019 年度実施分については業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

プログラム	提出書類	提出期限
事前・本邦・ 在外補完プログラム	業務進捗報告書 経費進捗報告書	2020年1月10日（予定）
事後プログラム	業務完了報告書 経費精算報告書	2020年3月12日（予定）

#### 4. その他

JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

以上